

## 世田谷区公報

## 目次

## 条 例

- 世田谷区長等の給料の特例に関する条例（114）…………… 1

## 規 則

- 世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則（122）…………… 1
- 世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則（123）…………… 2

## 訓 令 甲

- 世田谷区総合支所処務規程の一部改正（21）…………… 2
- 世田谷区職員服務規程の一部改正（22）…………… 2
- 世田谷区出張所処務規定の一部改正（23）…………… 2

## 告 示

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（593）…………… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（594）…………… 2
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（595）…………… 2
- 世田谷区立中里地区会館の供用中止の告示（596）…………… 2
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示（597）…………… 2
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示（598）…………… 2
- 令和7年4月1日世田谷区告示第298号の一部を改正する告示（599）…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示（600）…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定の告示（601）…………… 3
- 地方自治法に基づく指定納付受託者の指定の告示（602）…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の告示（603）…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定事項の変更の告示（604）…………… 3
- 児童福祉法に基づく指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退の告示（605）…………… 3
- 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認及び確認の辞退の告示（606）…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（607）…………… 3
- 建築基準法に基づく道路位置指定の告示（608）…………… 3
- 建築基準法に基づく指定道路の指定の取消しの告示（609）…………… 3
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（610）…………… 4

- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（611）…………… 4
- 地方自治法に基づく令和6年度世田谷区各会計歳入歳出決算の公表（612）…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（613）…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の供用開始の告示（614）…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（615）…………… 4
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定の告示（616）…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（617）…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（618）…………… 4
- 道路法に基づく特別区道路線の区域変更及び供用開始の告示（619）…………… 4
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定の告示（620）…………… 5
- 世田谷区みどりの基本条例に基づく保存樹木等の指定解除の告示（621）…………… 5
- 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業の廃止の届出の告示（622）…………… 5
- 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の告示（623）…………… 5

## 公 告

- 屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告（74）…………… 5
- 生産緑地法に基づく特定生産緑地の指定及び指定解除の公告（75）…………… 5
- 世田谷区立地域体育館・地区体育室条例に基づく世田谷区立地域体育館・地区体育室の指定管理者の指定の公告（76）…………… 5
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（77）…………… 5
- 屋外広告物法に基づく屋外広告物等の保管の公告（78）…………… 5
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事の完了公告（79）…………… 5
- 世田谷区立区民会館条例に基づく世田谷区立区民会館の指定管理者の指定の公告（80）…………… 5
- 世田谷区立区民斎場条例に基づく世田谷区立区民斎場の指定管理者の指定の公告（81）…………… 6
- 世田谷区立区民会館条例に基づく世田谷区立区民会館の指定管理者の指定の公告（82）…………… 6

## 規 則（教）

- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則（26）…………… 6

## 訓 令 甲（教）

- 学校職員服務取扱規程の一部改正（4）…………… 7

## 告 示（教）

- 世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程の一部を改正する告示（4）…………… 7

## 告 示（農）

- 農業委員会等に関する法律に基づく農業委員会総会の開催の告示（10）…………… 7

## 条 例

次に掲げる条例を公布する。  
令和7年10月21日

世田谷区長 保 坂 展 人

## 世田谷区条例第114号

世田谷区長等の給料の特例に関する条例

世田谷区長等の給料の特例に関する条例

世田谷区長等の給料等に関する条例（昭和47年6月世田谷区条例第19号。以下「条例」という。）第2条の規定にかかわらず、令和7年11月1日から同月30日までの間における区長及び副区長（地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定に基づき区長が定めた区長の職務代理順序が第1順位の者に限る。）のそれぞれの給料の月額、条例別表第1に掲げる区長及び副区長の給料月額からその100分の10に相当する額を減じて得た額とする。

## 附 則

- 1 この条例は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 この条例は、令和7年11月30日限り、その効力を失う。

## 規 則

次に掲げる規則を公布する。  
令和7年10月31日

世田谷区長 保 坂 展 人

## 世田谷区規則第122号

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

## 世田谷区規則第123号

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

世田谷区特別区税条例施行規則（昭和40年3月世田谷区規則第15号）の一部を次のように改正する。

第6号の5様式の(1)を次のように改める。  
様式省略

第6号の5様式の(3)を次のように改める。  
様式省略

## 附 則

- 1 この規則は、令和7年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の第6号の5様式の(3)の規定は、令和8年度以後の年度分の特別区民税について適用し、令和7年度分までの特別区民税については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際、この規則による改正前の第6号の5様式の(3)の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存す

るものは、当分の間、修正して使用することができる。

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

世田谷区障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施行に関する規則（平成18年3月世田谷区規則第69号）の一部を次のように改正する。

第1号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

第3号様式第8面を次のように改める。

様式省略

第5号様式裏面以外の部分を次のように改める。

様式省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際、この規則による改正前の第1号様式、第3号様式及び第5号様式の規定に基づき作成された様式の用紙で現に残存するものは、当分の間、修正して使用することができる。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の第3号様式による用紙を用いて作成され、交付されている障害福祉サービス受給者証は、この規則による改正後の第3号様式による用紙を用いて作成され、交付された障害福祉サービス受給者証とみなす。

## 訓 令 甲

### ◎世田谷区訓令甲第21号

庁 中 一 般  
総 合 支 所

世田谷区総合支所処務規程（平成11年3月世田谷区訓令甲第3号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

第8条の表区民課の部区民係の項第6号及び別表2の部区民課の款4の項課長決定の欄第5号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

### ◎世田谷区訓令甲第22号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
児 童 相 談 所  
保 健 所  
出 張 所  
事 業 所

世田谷区職員服務規程（昭和47年5月世田谷区訓令甲第6号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

第7条の9を第7条の10とし、第7条の8を第7条の9とし、第7条の7の次に次の1条を加える。

（カスタマー・ハラスメントの禁止）

第7条の8 職員は、その職務に従事する

際に接する職員以外の就業者に対して、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、就業環境を害するものを行ってはならない。

### ◎世田谷区訓令甲第23号

庁 中 一 般  
総 合 支 所  
出 張 所

世田谷区出張所処務規程（平成3年4月世田谷区訓令甲第7号）の一部を次のように改正する。

令和7年10月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

第2条第13号及び別表2の部一般事務の款8の項所長決定の欄第5号中「被保険者証」を「資格確認書」に改める。

## 告 示

### ◎世田谷区告示第593号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年10月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 認定番号  
28－1
- 変更の区域  
世田谷区北沢四丁目906番12の内から906番15の内まで
- 変更の区域  
延長 7.47メートル  
幅員 0.18メートルから  
0.28メートルまで  
面積 1.73平方メートル
- 供用開始の期日  
令和7年10月1日

### ◎世田谷区告示第594号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年10月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 認定番号  
31－8
- 変更の区域  
世田谷区大原一丁目1133番53
- 変更の区域  
延長 12.18メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 2.14平方メートル
- 供用開始の期日  
令和7年10月1日

### ◎世田谷区告示第595号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和7年10月1日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和7年10月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 認定番号  
(1) 28－1  
(2) 40－26
- 変更の区域  
(1) 世田谷区桜丘二丁目2995番34の内から2995番68の内まで  
(2) 世田谷区桜丘二丁目2995番34の内
- 変更の区域  
(1) 延長 11.01メートル  
幅員 0.17メートル  
面積 1.91平方メートル  
(2) 面積 1.28平方メートル
- 供用開始の期日  
令和7年10月1日

### ◎世田谷区告示第596号

次の世田谷区立地区会館は、令和7年11月1日から令和8年2月28日までの期間その供用を中止する。

令和7年10月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 名 称  
世田谷区立中里地区会館
- 位 置  
東京都世田谷区上馬二丁目24番17号

### ◎世田谷区告示第597号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年10月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 指定納付受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 ブリッジ・モーション・トゥモロー株式会社  
(2) 所在地 東京都品川区西五反田七丁目7番7号SGスクエア7階
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等  
使用料
- 指定納付受託者の指定をした日  
令和7年10月1日

### ◎世田谷区告示第598号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和7年10月1日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 指定納付受託者の名称及び所在地  
(1) 名 称 ルミーズ株式会社  
(2) 所在地 長野県小諸市本町三丁目2番25号菱屋本町ビル
- 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等

使用料

3 指定納付受託者の指定をした日  
令和7年10月1日

◎世田谷区告示第599号

令和7年4月1日世田谷区告示第298号の一部を次のように改正する。  
令和7年10月1日  
世田谷区長 保坂展人  
告示中別紙を次のように改める。  
別紙省略

◎世田谷区告示第600号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。  
令和7年10月1日  
世田谷区長 保坂展人  
1 事業所の名称 LITALICOジュニア自由が丘教室  
2 事業所の所在地 東京都世田谷区奥沢四丁目9番9号第二小幡ビル3F  
3 申請者の名称 株式会社LITALICOパートナーズ  
4 指定年月日 令和7年10月1日  
5 障害児通所支援の種類 保育所等訪問支援

◎世田谷区告示第601号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の15第1項及び第59条の4第1項の規定により指定障害児通所支援事業者を指定したので、同法第21条の5の25第1号及び第59条の4第1項の規定により告示する。  
令和7年10月1日  
世田谷区長 保坂展人  
1 事業所の名称 LITALICOジュニア成城教室  
2 事業所の所在地 東京都世田谷区成城六丁目13番21号フェニックス成城201号室  
3 申請者の名称 株式会社LITALICOパートナーズ  
4 指定年月日 令和7年10月1日  
5 障害児通所支援の種類 保育所等訪問支援

◎世田谷区告示第602号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定に基づき、次のとおり指定納付受託者を指定したので、同条第2項の規定により告示する。  
令和7年10月1日  
世田谷区長 保坂展人  
1 指定納付受託者の名称及び所在地  
(1) 名称 株式会社エム・ピー・ソリューション  
(2) 所在地 東京都港区虎ノ門二丁目10番4号オークラプレステージタワー8階  
2 指定納付受託者が行う納付事務に係る歳入等  
使用料、手数料及び雑入  
3 指定納付受託者の指定をした日  
令和7年10月1日

◎世田谷区告示第603号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の9第1項及び第59条の4第1項の規定により指定小児慢性特定疾病医療機関を指定したので、同法第19条の19第1号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
令和7年10月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第604号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の14及び第59条の4第1項の規定による指定事項の変更の届出があったので、同法第19条の19第2号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
令和7年10月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第605号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の15の規定による指定小児慢性特定疾病医療機関の指定の辞退があったので、同法第19条の19第3号及び第59条の4第1項の規定により別紙のとおり告示する。  
令和7年10月1日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第606号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認及び同法第58条の6第1項の規定による子ども・子育て支援施設等の確認の辞退について、同法第58条の11の規定に基づき、別紙のとおり告示する。  
令和7年10月3日  
世田谷区長 保坂展人  
別紙省略

◎世田谷区告示第607号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。  
この関係図面は、令和7年10月8日から

15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。  
令和7年10月8日  
世田谷区長 保坂展人  
1 認定番号 42-1  
2 変更の区間 世田谷区祖師谷一丁目148番2の内  
3 変更の区域  
延長 9.39メートル  
幅員 0.35メートル  
面積 3.39平方メートル  
4 供用開始の期日  
令和7年10月8日

◎世田谷区告示第608号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置の指定をした。  
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和7年10月9日  
世田谷区長 保坂展人  
1 指定番号 第2949号  
2 指定年月日 令和7年10月7日  
3 指定の位置 世田谷区松原二丁目617番23の一部、617番24の一部、617番78の一部及び617番79の一部  
4 道路の幅員 4.00メートル  
5 道路の延長 16.90メートル  
6 申請者氏名 東京都知事 小池百合子

◎世田谷区告示第609号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第2項の規定による指定道路について、次のとおり指定の取消しをした。  
なお、関係図面は、世田谷区防災街づくり担当部建築安全課において縦覧に供する。  
令和7年10月9日  
世田谷区長 保坂展人  
1 指定取消番号 第2950号  
2 指定取消年月日 令和7年10月8日  
3 指定取消の位置 世田谷区松原二丁目617番6の一部、617番38の一部、617番39の一部、617番40の一部、617番41の一部、617番42の一部、617番73の一部、617番75の一部、617番76の一部、617番77の一部、617番78の一部、617番80の一部、617番82の一部、617番83の一部、及び617番84の一部  
4 道路の幅員 4.00メートル  
5 道路の延長 61.70メートル  
6 申請者氏名 東京都知事 小池百合子

世 田 谷 区 公 報

◎世田谷区告示第610号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年10月 9 日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月 9 日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号  
28－1
- 2 変更の区間  
世田谷区代田二丁目652番115の内から652番114の内まで
- 3 変更の区域  
延長 10.39メートル  
幅員 0.63メートル  
面積 6.59平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和 7 年10月 9 日

◎世田谷区告示第611号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年10月16日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月16日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号  
63－15
- 2 変更の区域  
世田谷区上祖師谷二丁目337番37
- 3 変更の区域  
延長 8.71メートル  
幅員 0.75メートル  
面積 6.53平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和 7 年10月16日

◎世田谷区告示第612号

令和 7 年10月17日世田谷区議会において認定された次の決算について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第 6 項の規定に基づき別添のとおり公表する。

令和 7 年10月17日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 令和 6 年度世田谷区一般会計歳入歳出決算
- 2 令和 6 年度世田谷区国民健康保険事業会計歳入歳出決算
- 3 令和 6 年度世田谷区後期高齢者医療会計歳入歳出決算
- 4 令和 6 年度世田谷区介護保険事業会計歳入歳出決算
- 5 令和 6 年度世田谷区学校給食費会計歳入歳出決算

別添省略

◎世田谷区告示第613号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年10月20日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理

課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月20日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号  
28－1
- 2 変更の区間  
世田谷区鎌田四丁目15番36の内から15番 9 の内まで
- 3 変更の区域  
延長 10.66メートル  
幅員 1.12メートルから  
1.27メートルまで  
面積 13.37平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和 7 年10月20日

◎世田谷区告示第614号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、特別区道路線の供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年10月21日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月21日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号  
28－1
- 2 供用開始の区間  
世田谷区若林三丁目114番13から114番12まで
- 3 供用開始の区域  
延長 23.23メートル  
幅員 0.74メートルから  
0.83メートルまで  
面積 18.69平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和 7 年10月21日

◎世田谷区告示第615号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年10月22日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月22日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号  
28－1
- 2 変更の区域  
世田谷区世田谷一丁目76番 1 の内
- 3 変更の区域  
延長 20.15メートル  
幅員 0.16メートルから  
0.17メートルまで  
面積 3.50平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和 7 年10月22日

◎世田谷区告示第616号

介護保険法（平成 9 年法律第123号）第79条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年10月22日

世田谷区長 保 坂 展 人

- |           |                                  |
|-----------|----------------------------------|
| 1 事業所の名称  | ソフィアメディケ<br>アプラン千歳船橋             |
| 2 事業所の所在地 | 東京都世田谷区千<br>歳台一丁目30番14<br>号101号室 |
| 3 事業者の名称  | ソフィアメディ株<br>式会社                  |
| 4 指定年月日   | 令和 7 年11月 1 日                    |
| 5 サービスの種類 | 居宅介護支援                           |

◎世田谷区告示第617号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年10月24日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月24日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号  
28－1
- 2 変更の区間  
世田谷区桜一丁目655番15の内
- 3 変更の区域  
延長 7.82メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 1.43平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和 7 年10月24日

◎世田谷区告示第618号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年10月27日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月27日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号  
28－1
- 2 変更の区間  
世田谷区喜多見五丁目2992番35か  
ら2992番 4 まで
- 3 変更の区域  
延長 12.70メートル  
幅員 0.18メートル  
面積 2.30平方メートル
- 4 供用開始の期日  
令和 7 年10月27日

◎世田谷区告示第619号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、特別区道路線の区域を次のように変更し、その供用を開始する。

この関係図面は、令和 7 年10月28日から15日間世田谷区道路・交通計画部道路管理課において一般の縦覧に供する。

令和 7 年10月28日

世田谷区長 保 坂 展 人

- 1 認定番号  
43－34
- 2 変更の区間  
世田谷区北烏山七丁目2308番88
- 3 変更の区域  
延長 6.50メートル

|                                                                                                                                                 |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 幅 員 0.50メートル<br>面 積 3.25平方メートル<br>4 供用開始の期日<br>令和 7 年10月28日                                                                                     | 新町二丁目35番<br>27号<br>3 事業者の名称<br>株式会社りはっ<br>ぴい<br>4 廃止届受理年月日<br>令和 7 年10月20<br>日<br>5 サービスの種類<br>居宅介護支援                                                                                                                                                                                                                                                                              | 7 条第 4 項の規定に基づき除却した屋外広<br>告物等を別紙のとおり保管しているので公<br>告する。<br>令和 7 年10月 2 日<br>世田谷区長 保 坂 展 人<br>別紙省略                                                                                                                                                                                                                                                     |
| ◎世田谷区告示第620号<br>世田谷区みどりの基本条例（平成17年 3<br>月世田谷区条例第13号）第 9 条第 1 項の規<br>定に基づく保存樹木等の指定について別紙<br>のように告示する。<br>令和 7 年10月29日<br>世田谷区長 保 坂 展 人<br>別紙省略   | ◎世田谷区告示第623号<br>介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78<br>条の 2 第 1 項及び第115条の12第 1 項の規<br>定により指定地域密着型サービス事業者及<br>び指定地域密着型介護予防サービス事業者<br>を指定したので、同法第78条の11第 1 号及<br>び第115条の20第 1 号の規定により告示する。<br>令和 7 年10月30日<br>世田谷区長 保 坂 展 人<br>1 事業所の名称 サポートハウスえ<br>ん<br>2 事業所の所在地 静岡県伊東市松原<br>771番地の12<br>3 事業者の名称 特定非営利活動法<br>人えん<br>4 指定年月日 令和 7 年11月 1 日<br>5 サービスの種類 認知症対応型通所<br>介護及び介護予防<br>認知症対応型通所<br>介護 | ◎世田谷区公告第75号<br>生産緑地法（昭和49年法律第68号。以下<br>「法」という。）第10条の 2 第 1 項の規定に<br>よる特定生産緑地の指定及び法第10条の 6<br>第 1 項の規定による特定生産緑地の指定の<br>解除をしたので、法第10条の 2 第 4 項及び<br>生産緑地法施行規則（昭和49年建設省令第<br>11号）第 7 条の規定並びに法第10条の 6 第<br>2 項において準用する法第10条の 2 第 4 項<br>の規定により、別紙のとおり公告する。<br>なお、関係図書は、世田谷区都市整備政<br>策部都市計画課において公衆の縦覧に供す<br>る。<br>令和 7 年10月 3 日<br>世田谷区長 保 坂 展 人<br>別紙省略 |
| ◎世田谷区告示第621号<br>世田谷区みどりの基本条例（平成17年 3<br>月世田谷区条例第13号）第13条第 1 項の規<br>定に基づく保存樹木等の指定の解除につい<br>て別紙のように告示する。<br>令和 7 年10月29日<br>世田谷区長 保 坂 展 人<br>別紙省略 | ◎世田谷区告示第622号<br>介護保険法（平成 9 年法律第123号）第82<br>条第 2 項の規定による指定居宅介護支援事<br>業の廃止の届出があったので、同法第85条<br>第 2 号の規定により告示する。<br>令和 7 年10月29日<br>世田谷区長 保 坂 展 人<br>1 事業所の名称 りはっぴいのケ<br>アマネジメント<br>2 事業所の所在地 東京都世田谷区                                                                                                                                                                                  | ◎世田谷区公告第76号<br>世田谷区立地域体育館・地区体育室条例<br>（昭和59年12月世田谷区条例第57号）第10<br>条第 4 項の規定により、世田谷区立地域体<br>育館・地区体育室の指定管理者を指定した<br>ので、同条第 5 項の規定により次のとおり<br>公告する。<br>令和 7 年10月14日<br>世田谷区長 保 坂 展 人                                                                                                                                                                     |

## 公 告

## ◎世田谷区公告第74号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第

| 施設の名称             | 指定管理者      |                          | 指定の期間                              |
|-------------------|------------|--------------------------|------------------------------------|
|                   | 名称         | 所在地                      |                                    |
| 世田谷区立北烏山地区<br>体育室 | 株式会社リパティヒル | 東京都目黒区自由が丘三丁目17<br>番 1 号 | 令和 8 年 4 月 1 日から<br>令和13年 3 月31日まで |

## ◎世田谷区公告第77号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29  
条第 1 項の規定に基づき許可した次の開発  
行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年10月28日

世田谷区長 保 坂 展 人

| 1 開発区域又は<br>工区に含まれる<br>地域の名称                                                                                                                                                              | 2 許可を受けた者<br>の住所及び氏名                           |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------|
| 東京都世田谷区<br>八幡山三丁目<br>50番 1 の一部<br>147番 3 の一部<br>147番 5 の一部<br>147番20の一部<br>147番22<br>147番25の一部<br>224番 1 の一部<br>50番 1 先無番<br>64番 1 先無番<br>89番先無番<br>147番 3 先無番<br>147番 5 先無番<br>147番22先無番 | 東京都新宿区<br>西新宿二丁目 8 番 1<br>号<br>東京都知事 小池<br>百合子 |

147番25先無番  
148番51先無番  
217番 2 先無番  
224番 1 先無番  
粕谷二丁目  
7 番 6 の一部  
7 番 7 の一部  
7 番 8 の一部  
39番 4  
39番 4 先無番

## ◎世田谷区公告第78号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第  
7 条第 4 項の規定に基づき除却した屋外広  
告物等を別紙のとおり保管しているので公  
告する。

令和 7 年10月29日

世田谷区長 保 坂 展 人  
別紙省略

## ◎世田谷区公告第79号

開発行為に関する工事の完了公告  
都市計画法（昭和43年法律第100号）第29  
条第 1 項の規定に基づき許可した次の開発  
行為に関する工事は、完了した。

令和 7 年10月29日

世田谷区長 保 坂 展 人

| 1 開発区域又は<br>工区に含まれる<br>地域の名称                              | 2 許可を受けた者<br>の住所及び氏名                  |
|-----------------------------------------------------------|---------------------------------------|
| 東京都世田谷区<br>八幡山三丁目<br>192番 4<br>192番11<br>194番 2<br>194番 5 | 東京都世田谷区<br>八幡山三丁目 9 番35<br>号<br>植松 正賢 |

## ◎世田谷区公告第80号

世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月  
世田谷区条例第48号）第 7 条第 4 項の規定  
により、世田谷区立区民会館の指定管理者  
を指定したので、同条第 5 項の規定により  
次のとおり公告する。

令和 7 年10月31日

世田谷区長 保 坂 展 人

世 田 谷 区 公 報

|               |  |               |                            |                            |
|---------------|--|---------------|----------------------------|----------------------------|
| 施設の名称         |  | 指定管理者         |                            | 指定の期間                      |
|               |  | 名称            | 所在地                        |                            |
| 世田谷区立北沢区民会館別館 |  | 株式会社世田谷サービス公社 | 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号D S 第1ビル | 令和8年4月1日から<br>令和13年3月31日まで |

|                                                        |  |                                                  |                          |
|--------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------|--------------------------|
| ◎世田谷区公告第81号<br>世田谷区立区民斎場条例（平成8年3月世田谷区条例第22号）第15条第4項の規定 |  | により、世田谷区立区民斎場の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。 | 令和7年10月31日<br>世田谷区長 保坂展人 |
|--------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------|--------------------------|

|            |  |                        |                   |                            |
|------------|--|------------------------|-------------------|----------------------------|
| 施設の名称      |  | 指定管理者                  |                   | 指定の期間                      |
|            |  | 名称                     | 所在地               |                            |
| 世田谷区立みどり会館 |  | 株式会社 J A 東京中央セレモニーセンター | 東京都世田谷区北烏山三丁目5番6号 | 令和8年4月1日から<br>令和13年3月31日まで |

|                                                         |  |                                                  |                          |
|---------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------|--------------------------|
| ◎世田谷区公告第82号<br>世田谷区立区民会館条例（昭和56年12月世田谷区条例第48号）第7条第4項の規定 |  | により、世田谷区立区民会館の指定管理者を指定したので、同条第5項の規定により次のとおり公告する。 | 令和7年10月31日<br>世田谷区長 保坂展人 |
|---------------------------------------------------------|--|--------------------------------------------------|--------------------------|

|                |  |               |                            |                            |
|----------------|--|---------------|----------------------------|----------------------------|
| 施設の名称          |  | 指定管理者         |                            | 指定の期間                      |
|                |  | 名称            | 所在地                        |                            |
| 世田谷区立世田谷区民会館別館 |  | 株式会社世田谷サービス公社 | 東京都世田谷区世田谷一丁目23番2号D S 第1ビル | 令和8年4月1日から<br>令和13年3月31日まで |

|                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                            |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 規 則（教）                                                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                              | 中「特別支援教育」を「教育上の配慮が必要な幼児、児童及び生徒」に改め、同表主任教育相談員の項職務の欄第1号中「心理教育相談員」を「教育心理相談員」に、同欄第4号中「特別支援教育」を「教育上の配慮が必要な幼児、児童及び生徒」に改め、同欄に次の2号を加える。<br>5 区立の幼稚園及び認定こども園における就園相談の援助に関すること。<br>6 区立の小・中学校における就学相談の援助に関すること。<br>別表第1に次のように加える。 |                                                                                                                                                                                                                              | 言等に関すること。<br>3 配慮及び支援を要する児童及び生徒の支援体制の構築に向けた区立の小・中学校、関係機関等との調整に関すること。<br>4 配慮及び支援を要する児童及び生徒に関する教職員への研修、事例検討会等の実施に関すること。<br>5 配慮及び支援を要する児童及び生徒の学校生活上の支援計画、保護者対応等に関する教職員への助言等に関する業務の補助に関すること。 |
| 次に掲げる規則を公布する。<br>令和7年10月31日<br>世田谷区教育委員会<br><br>世田谷区教育委員会規則第26号<br>世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則<br><br>世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則の一部を改正する規則<br>世田谷区教育委員会会計年度任用職員の設置に関する規則（令和元年10月世田谷区教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。<br>別表第1 スクールカウンセラーの項を削り、同表インクルーシブ教育支援員の項の次に次のように加える。 |                                                                                                                                                                                                              | インクルーシブ教育支援相談員                                                                                                                                                                                                          | 1 区立の小・中学校への巡回訪問に関すること。<br>2 配慮及び支援を要する児童及び生徒の学校生活上の支援計画及び支援体制、学級運営、保護者対応等に関する教職員への助言等に関すること。<br>3 配慮及び支援を要する児童及び生徒の支援体制の構築に向けた区立の小・中学校、関係機関等との調整に関する業務の補助に関すること。<br>4 配慮及び支援を要する児童及び生徒に関する教職員への研修、事例検討会等の実施に関する業務の補助に関すること。 | 別表第2 スクールカウンセラーの項を削り、同表インクルーシブ教育支援員の項の次に次のように加える。                                                                                                                                          |
| 教育心理相談員                                                                                                                                                                                                                                                                      | 1 幼児、児童及び生徒の教育上の相談に関すること。<br>2 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育相談活動上必要な援助に関すること。<br>3 区立の幼稚園、認定こども園及び小・中学校における教育上の配慮が必要な幼児、児童及び生徒への支援に関すること。<br>4 区立の幼稚園及び認定こども園における就園相談の援助に関すること。<br>5 区立の小・中学校における就学相談の援助に関すること。 | インクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカー                                                                                                                                                                                                | 1 区立の小・中学校への巡回訪問並びに配慮及び支援を要する児童及び生徒の観察及びアセスメントに関すること。<br>2 配慮及び支援を要する児童及び生徒の学校生活上の支援に関する教職員への助                                                                                                                               | 教育心理相談員 別表第1に掲げる教育心理相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者                                                                                                                                     |
| 別表第1 心理教育相談員の項を削り、同表教育相談専門指導員の項職務の欄第2号                                                                                                                                                                                                                                       |                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                                         |                                                                                                                                                                                                                              | 別表第2 心理教育相談員の項を削り、同表に次のように加える。                                                                                                                                                             |
|                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                              | インクルーシブ教育支援相談員                                                                                                                                                                                                          | 別表第1に掲げるインクルーシブ教育支援相談員の職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                                                            |
|                                                                                                                                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                                              | インクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカー                                                                                                                                                                                                | 別表第1に掲げるインクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカーの職務を遂行するために必要な知識及び経験を有すると認められる者                                                                                                                                                              |                                                                                                                                                                                            |

附 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

訓 令 甲（教）

◎世田谷区教育委員会訓令第 4 号

世 田 谷 区 立 幼 稚 園  
世 田 谷 区 立 小 学 校  
世 田 谷 区 立 中 学 校  
世田谷区立学校給食調理場  
学校職員服務取扱規程（平成12年 3 月世田谷区教育委員会訓令第 7 号）の一部を

次のように改正する。  
令和 7 年10月 1 日  
世田谷区教育委員会

第10条の 7 を第10条の 8 とし、第10条の 6 の次に次の 1 条を加える。  
（カスタマー・ハラスメントの禁止）  
第10条の 7 職員は、その職務に従事する際に接する職員以外の就業者に対して、その業務に関して行われる著しい迷惑行為であって、就業環境を害するものを行ってはならない。

告 示（教）

◎世田谷区教育委員会告示第 4 号

世田谷区教育委員会会計年度任用職員の報酬の額に関する規程（令和 2 年 4 月 1 日世田谷区教育委員会告示第 1 号）の一部を次のように改正する。  
令和 7 年10月31日  
世田谷区教育委員会

本則の表スクールカウンセラーの項を削り、同表インクルーシブ教育支援員の項の次に次のように加える。

|         |    |                            |                          |                            |
|---------|----|----------------------------|--------------------------|----------------------------|
| 教育心理相談員 | 月額 | 209,902円から<br>215,085円までの額 | 41,980円から<br>43,017円までの額 | 251,882円から<br>258,102円までの額 |
|---------|----|----------------------------|--------------------------|----------------------------|

本則の表心理教育相談員の項を削り、同表備考以外の部分に次のように加える。

|                          |    |          |         |          |
|--------------------------|----|----------|---------|----------|
| インクルーシブ教育支援相談員           | 月額 | 241,279円 | 48,255円 | 289,534円 |
| インクルーシブ教育支援スクールソーシャルワーカー | 月額 | 248,685円 | 49,737円 | 298,422円 |

附 則

この規程は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

告 示（農）

◎世田谷区農業委員会告示第10号

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第27条第 1 項の規定に基づき、第27回世田谷区農業委員会総会を次のとおり開催する。  
令和 7 年10月22日  
世田谷区農業委員会会長  
穴 戸 幸 男

1 開催日時 令和 7 年10月31日（金）  
午後 3 時

2 開催場所 区役所東棟 9 階 第 5 委員会室

3 審議事項  
(1) 第 1 号議案 農地法に基づく許可申請について  
(2) 第 2 号議案 農地法に基づく転用届出について  
(3) 第 3 号議案 その他の事項について